

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八十六号

奈良県中央卸売市場条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県中央卸売市場条例施行規則（昭和五十二年四月奈良県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第六十四条の三第二項各号列記以外の部分中「第五十条第六項第二号ア」を「第五十条第六項第二号」に、「第一号から第三号まで及び第五号に掲げるものとし、同号イの規則で定める事項は、第四号及び第五号」を「次」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。